

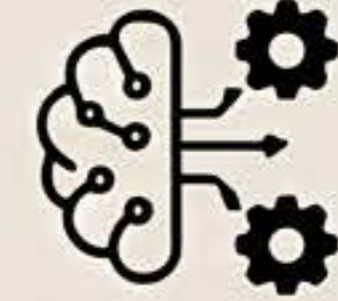
# AI支援発明の発明者性：日米比較と出願実務ガイド

共通原則：発明者は「自然人」のみ

日米共通して、AI自体を発明者として記載することはできず、AIを道具として用いた人間の関与の度合いが焦点となります。



日本



AI ツール



米国

日米共通して、AI自体を発明者として記載することはできず、AIを道具として用いた人間の関与の度合いが焦点となります。

## 米国：請求項単位の「Conception（着想）」重視



各請求項において、少なくとも一人の自然人が具体的・恒久的着想に有意に寄与したことを証明する必要があります。

Conception  
(着想)

Significant  
Contribution  
(有意な寄与)

Patent Claims  
(請求項)

## 日本：特徴的部分への「創作的寄与」重視




モデル・データ選択やプロンプト入力「発明の特徴的部分の完成」に創作的に寄与したと認められれば、発明者性の機軸になり得ます。

人間の関与

創作的寄与

発明の特徴的部分

## 日米で判断が分かれやすい典型ケース


 ケース1：モデル・データ選択による素材探索

米国での弱点

日本での説明余地

最終的な化合物を人間が着想していたかが問われる

データ選択が特徴的部分を方向付けた創作的寄与と主張可能


 ケース2：プロンプト設計による設計発明

米国での弱点

日本での説明余地

一般的な課題提示のみでは発明者性は弱い

特定解を引き出すプロンプトが特徴的部分の具体化に結び付けば可能


 ケース3：AI生成後の非自明な選別

米国での弱点

日本での説明余地

単なる出力の確認だけでは寄与として不十分

選別基準に技術的洞叢があれば創作的寄与として主張しやすい


 ケース4：予測困難分野での実験設計

米国での弱点

日本での説明余地

単なる実施確認（実験）は着想の代替にならない

失敗結果の解釈や再設計が特徴的部分の完成に寄与したと説明可能

 ケース5：AIパイプラインの創作

米国での弱点

日本での説明余地

プロダクト（製品）自体の着想を関われ高リスク

パイプライン設計が製品の特徴を現実的に形成したと主張する余地あり

## 出願実務の「二層設計」戦略

### 米国向け：Conceptionの証拠化と請求項の絞り込み



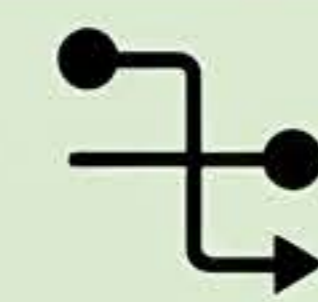
「関与した者」ではなく「着想に有意に寄与した者」を特定し、AI出力そのものだけでなく、方法やシステムの請求項を併用します。

### 共通の証拠化ポイント



プロンプト、制約条件、評価関数、候補の選別理由（なぜそれを選んだか）をAIログや実験ノートに詳細に記録することが重要です。

### 日本向け：特徴的部分への寄与を時系列で説明



モデル選択から追加実験、改変に至る各段階で、人間の判断がどう発明の特徴に結び付いたかを時系列の続編資料として整備します。